エコロナウイルス

特別定額 給付金



す。 額給付金(1人10万円)を給付しま家計への支援を行うため、特別定家計への支援を行うため、特別定簡素な仕組みで迅速かつ的確に

けている人

政策秘書課特別定額給付金担当

3高市国民健康保際 被保険者に対する 傷病手当金



傷病手当金を支給します。等の全部または一部の支払いを受勤することを余儀なくされ、給与動することを余儀なくされ、給与感染が疑われる場合に、仕事を欠感染が疑われる場合に、仕事を欠回ナウイルス感染症に感染または口まの

○勤め先から給与等の支払いを受いる人 ○日高市国民健康保険に加入して対象 次の全てを満たす人

病手当金の支給総額

○新型コロナウイルス感染症に感○新型コロナウイルス感染症に感

○就労ができなくなった日から起

申請方法 電話で左記へ

た日がある人 い期間のうち就労を予定してい算して4日目以降就労ができな

額(注)×支給対象となる日=傷 支給額の計算 1日当たりの支給 就労ができない日数 った日から起算して4日目以降

就労日数×3分の2 計額÷直近の継続した3か月間の継続した3か月間の給与収入の合(注)1日当たりの支給額=直近の

年6か月まで9月3日の間で就労ができない期間 令和2年1月1日から





問ハ合つせ ※必要書類を送付します。

(1階③番窓□) 保険年金課国民健康保険担当 問い合わせ

に加入している人へ後期高齢者医療制度

度があります。 入している人も、同様の制後期高齢者医療制度に加

問い合わせ

療費担当(1階④番窓□)保険年金課国民年金・医

臨時特別給付金



を支援するため、子育て世帯への 響を受けている子育て世帯の生活 新型コロナウイルス感染症の影

臨時特別給付金を支給します。 支給日 6月下旬(予定)

支給対象者 令和2年4月分(3 月分を含む) の児童手当を受給 している人

当たり月額5000円が支給され 限限度額以上である人 (児童1人 成30年の所得が児童手当の所得制 **対象児童** 令和2年4月分(3月 る人))は支給対象にはなりません。 ※特例給付の支給を受ける人(平 分を含む) の児童手当の対象と なっている児童

対象児童に含みます。 学生だった児童(新高校1年生)も ※令和2年3月31日までに生まれ た児童、令和2年3月31日まで中

対象児童1人当たり1万円

申請 不要

月15日
引までに
「令和2年度子育 ※支給の辞退を希望する人は、6 可)してください。 否の届出書」を左記へ提出 (郵送 て世帯への臨時特別給付金受給拒

支給先 児童手当の支給に指定し ※振込口座の変更等を希望する人 ている口座

してください。 は、児童手当の口座変更手続きを

公務員の人へ

ください。 給状況」の証明を受け、申請書を 6月19日蛍までに左記へ提出して いる人は、勤務先で「児童手当受 勤務先から児童手当を受給して

問い合わせ

子育て応援課子育て応援担当 (1階⑥番窓□

子育て応援券



どにお役立てください。 の食育や保護者の家事負担軽減な 月中旬に発送しました。お子さん 児童・生徒がいる家庭を対象に5 て応援券」を中学校3年生までの を購入する際に使用できる「子育 子育てしている皆さんを応援す 市内の登録店でお弁当等

〇日高市

っていますので、期限内にぜひご 期限は令和2年8月31日までとな 円分(500円券×10枚)で、使用 「子育て応援券」は、5000





利用ください。登録店は、市ホ 用や少人数での外出など、新型 コロナウイルス感染症対策にご ームページでご確認ください。 お買い物の際は、マスクの着

問い合わせ

理解、ご協力をお願いします。

子育て応援課子育て応援担当 (1階)(番窓口)

☎985-5521

問い合わせ

総合相談窓口

☎985-5521

中小企業 個人事業主向け 総合相談窓口



事業者向けの相談窓口を開設しま 市では、日高市商工会と協力し、

対象 市内に事業所を有する中小 定です。 受付時間 ※相談窓口は8月中旬まで設置予 午後1時~4時 平日の午前10時~正午

どうか分からない人も相談できま ※自身が各種支援の対象になるか 企業や個人事業主など

主な相談内容 国や県などが実施 談、市が実施する補助金等に関 等の申請方法や必要な書類の相 する事業資金等の融資、給付金 する相談、雇用調整助成金の申

相談方法 請に関する相談など 985-5521 電話による相談対応

> **受付期間** 8月31日月まで を受け、売り上げの減少した小規模事 ○新型コロナウイルス感染症の影 〇市内に本社または主たる事業所を 対象 次の全てを満たす事業者 業者等に給付金を支給します。 減少した事業者 (前年同月との売 が前年同月と比較して20%以上 月までのいずれかの月の売上高 響を受け、令和2年3月から6 持つ小規模企業・個人事業主 新型コロナウイルス感染症の影響 上高の比較ができない場合は 近3か月の平均売上高と比較)

申請方法 支給金額 郵送 10万円(1事業者)

問い合わせ 商工観光担当にご連絡いただくか市ホ 申請先 産業振興課商工観光担当 ※申請に必要な様式等は産業振興課 ームページからダウンロードできます。 総合相談窓口

小規模事業者等 支援給付金



味わっていただけるよう、 てしまった飲食事業者を支援する 外出自粛により売り上げが減少し 自宅でもおいしい地元のグルメを 外出を自粛されている皆さんに テイクアウト等 事業補助金

補助金額 対象 受付期間 8月下旬までの見込み の費用の一部を補助します。 にテイクアウトや宅配を始める (始めた) 飲食事業者 外出自粛要請を受けて新た 市内に店舗等のある飲食店 10万円以内

申請先 産業振興課商工観光担当 ドできます。 か市ホームページからダウンロー 課商工観光担当にご連絡いただく ※申請に必要な様式等は産業振興 申請方法 郵送

·般的な相談のほか、感染が疑われる場合には·

を始める(始めた)飲食事業者にそ

ため、新たにテイクアウトや宅配

また、

埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター ☎0570-783-770 (24時間受け付け)

特別定額給付金等に便乗した詐欺に注意!

特別定額給付金等について、県、市、総務省などをかたった詐欺にご注意ください。市や総 務省などがATMの操作や手数料の振り込みをお願いすることは、絶対にありません。不安に 思ったときや困った場合は、すぐに市役所や飯能警察署等にご相談ください。

玉県中小企業 人事業主支援金





を支援します。 る、県内中小企業・個人事業主の事業継続や事業再開に向けた取り組み 県では、新型コロナウイルス感染症により、経営上の影響を受けてい

※最新の情報は県ホームページで確認してください

第1弾

対象 新型コロナウイルス感染症 5月6日までの間に20日以上休 業している県内の中小企業・個 の影響を受けて、4月8日から 人事業主

支給額 20万円

る場合は、 受付期間 申請方法 ※県内の複数事業所を休業してい 電子申請 (郵送も可) 30万円支給されます。



第2弾

対象 5月12日から31日までの間 以上であること 度)の月平均売り上げが15万円 年・令和元年(法人は前事業年 中小企業・個人事業主で平成31 に16日以上休業している県内の

申請方法 電子申請(郵送も可) **受付期間** 7月17日 金まで (予定) **支給額** 10万円

問い合わせ

中小企業等支援相談窓□ **☎**0570-000-678 **2**048-830-8291 (ナビダイヤル)

納税が困難な人



対象 次の全てを満たす納税者 期間中は延滞金もかかりません。 響により事業等に係る収入に相当 ます。担保の提供は不要で、猶予 の徴収の猶予を受けることができ の減少があった人は、1年間市税 新型コロナウイルス感染症の影

○新型コロナウイルス感染症の影 期に比べておおむね20%以上減 少していること て、事業等に係る収入が前年同 任意の期間(1か月以上)におい 響により、令和2年2月以降の 特別徴収義務者

対象となる市税 〇一時に納付し、または納入を行 うことが困難であること 税、国民健康保険税等) 来する市税 (市民税、固定資産 日~3年1月31日に納期限が到 令和2年2月1

各税目の納期限または

※本税の金額は減額されません 伺います。 ※提出が難しい場合は口頭により 申請方法 直接左記へ の状況が分かる資料を添付し、

令和2年6月30日火までのいず

れか遅い日まで

申請書に収入や現預金

問い合わせ ります)。 階①番窓口) 収税課収税担当(1

(猶予期間中に納付する必要があ

お知らせ 川越税務署からの

国税庁ホーム とができます。 ば国税の納付を猶予するこ 時に納付することができな い場合、税務署に申請すれ 症の影響により、国税を一 新型コロナウイルス感染 詳しくは、

ページをご覧 ください。



問い合わせ

3049-235-9411 川越税務署徴収部門

(自動音声案内)